

秋田市告示第255号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和5年10月4日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
株式会社創 生事業団	グループホームグッドケア ・秋田	秋田市外旭川 字堂ノ前174番 地1	令和5年 9月30日	認知症対応型共 同生活介護、介 護予防認知症対 応型共同生活介 護
株式会社創 生事業団	小規模多機能 ホームグッド ケア・秋田	秋田市外旭川 字堂ノ前174番 地1	令和5年 9月30日	小規模多機能型 居宅介護、介護 予防小規模多機 能型居宅介護
株式会社ま つかさ園	小規模多機能 型居宅介護事 業所りんどう	秋田市仁井田 本町二丁目12 番14号	令和5年 9月30日	小規模多機能型 居宅介護、介護 予防小規模多機 能型居宅介護
社会福祉法 人晃和会	川口デイサー ビスセンター	秋田市檜山登 町10番64号	令和5年 9月30日	通所介護